

財務省告示第三十七号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成十八年一月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年一月二十七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第十三回）
二	発行の根拠法律及びその条項	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で八千一億二千八百六十万円
五	最低額面金額	うち、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行する個人向け国債については、額面金額で四百六十五億九千三百二十三万円、国債整理基金特別会計法第五条ノ二の規定に基づき発行する個人向け国債については、額面金額で七千五百三十五億三千五百三十七万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額

七 発行日  
 八 発行価格  
 九 初期利率の  
 十 適用利率の  
 十一 経過利率の  
 十二 払込み

額の整数倍の金額によるものとする。  
 平成十八年一月十六日  
 額面金額百円につき百円  
 〇・六八パーセント

(一) 各取扱機関は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第十六号に規定する期日に払い込むこととする。

$$\frac{\text{償付金額} \times 0.68}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十一 第二期以後の適用利率

年当たり、各利払期における利子計算期間開始日に行われた年計発行から償還までの期間が九年五か月超の十年利付国債の直近における割当額入札(当該開始日の属する月に行われた入札

十二 初期利子

を除く。の結果に基づき算出  
された複利回りから、八  
○パーセントを控除した率。た  
だし、控除した率が〇・〇五パ  
ーセントを下回るときは、その  
率は〇・〇五パーセントとする  
。平成十八年七月十五日を支払  
期とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十四号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\text{償還利子} \times \frac{0.68}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 第二期以後の利子

毎年一月十五日及び七月十五日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する  
利子として、次の算式により算  
出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{\text{第二期中間の日数}}{\text{第二期中間の日数}} \times \frac{1}{2}}{100}$$

十四 償還期限  
十五 償還金額  
十六 払込期日  
十七 払込場所  
十八 中途換金  
十九 の取扱

平成二十八年一月十五日  
額面金額百円につき百円  
平成十八年一月十六日  
日本銀行の本店又は支店  
中途換金の買取りは、平成十九  
年一月十五日以後において行う  
こととし、その買取金額は、次  
の算式により算出した金額とす

中途換金の  
の特例

る。

前号による取扱いのほか、個人  
向け国債を有する者が、死亡し  
たときはその相続人が、又は  
その居住する市町村（特別区を  
含み、地方自治法（昭和二十二  
年法律第六十七号）第二百五十  
二条の十九第一項の指定都市に  
あつては、当該市又は当該市の  
区とする。）の区域において、  
災害救助法（昭和二十二年法律  
第十八号）による救助の行われ  
る災害が発生し、当該災害にか  
かつたときには当該個人向け  
国債を有する者が、平成十九年  
一月十五日前であつても、当該  
個人向け国債の中途換金を請求  
することができるものとし、そ  
の買取金額は、次の区分に応じ  
、それぞれの算式により算出し  
た金額とする。

(一) 平成十八年七月十五日から  
平成十九年一月十五日前まで  
の間の場合

$$\frac{\text{償還金額} + \text{経過利息に相当する  
の金額} - (\text{初期利息に相当する  
の金額} + \text{経過利息に相当する  
の金額})}{\text{経過利息に相当する  
の金額}}$$

